

235 私立法律学校特別監督条規による優等卒業生試験及第者

成績報告の件に付進達案（抄）

〔明治〕二十年十一月二十二日

（欄外注記1）

（榎本勝多）

二十年十一月廿二日

（五十嵐恭次）（小野弥一）

総長（渡辺洪基）

書記

書記官（永井久一郎）

案

（欄外注記2）

（朱書）
〔甲第四八六号〕

私立法律学校特別監督条規ニ遵ヒ法科大学ニ於テ施行致候私立
法律学校優等卒業生試験完結ニ付試験委員等ヨリ報告書差出候
間別紙写進達致候也

年月日

総長

文部大臣宛

追而本文報告書中載スル所ノ及第者拾八名ヘハ昨廿一日本学ニ
於テ及第証書授与致候条此段併セテ上申候也

（中略）

私立法律学校優等卒業生試験成績報告

私立法律学校特別監督条規第七条ニヨリ十月廿四日ヨリ六日間

法科大学ニ於テ各私立法律学校優等卒業生ノ試験ヲ執行ス

試験委員

法科大学教授 穂積陳重

法科大学教授 富井政章

法科大学教授 木下廣次

法科大学助教授 植村俊平

立合同法官

大審院検事長 名村泰蔵

一 各私立法律学校ヨリ推薦セル優等生ノ人員左ノ如シ

東京専門学校 十二名

専修学校 十二名

英吉利法律学校 十三名

東京法学校 十四名

明治法律学校 二十名

合計 七十一名

右ノ人員中両校ヨリ推薦セラレタル者一名欠席セル者三
名アリタルヲ以テ試験ヲ行ヒタル者ハ都合六十七名ナリ

一 試験ノ科目ハ民法商法訴訟法刑法治罪法及一般ノ法理ナリ

一 試験ノ方法ハ口述試問ニヨリタリ

一 試験ノ評点ハ試験委員一同及立合同法官ノ評議ニヨリ之ヲ

定メタリ

一 試験ノ成績ハ口述試験ノ評点ニ受験生カ従来各学校ニ於テ

得タル試験成績ヲ参酌シ且口述試問ニヨリ受験者ノ理解力判

断力論弁法等ヲ評定シテ之ヲ決セリ

一 試験委員ハ右ノ方法ニヨリ立合同法官ト合議ノ上左ノ十八

名ヲ及第者ト定メ之ヲ甲乙丙ノ三等ニ分テリ其順序ノ如キモ

亦委員ノ評定スル所ニ依ルト雖モ同等中ニ於テハ各及第生ノ

間ニ格別ノ優劣ナキ者ト認メタリ

甲成績

高橋文之助 山田久次郎

乙成績

城 榮次郎 宮島鎌三郎 谷山直太郎 倉本了一

丙成績

根本行任 渡辺助治郎 横山寛平 岩村伊太郎

石山彌平 木村米次郎 山口正毅 和泉漱三

杉田金之助 山本勝助 高木益太郎 安田繁太郎

右申報致候也

明治廿年十一月廿一日 試験委員 穂積陳重 ㊦

富井政章(花押)

木下廣次 ㊦

植村俊平 ㊦

立合司法官 名村泰蔵 ㊦

帝国大学総長 渡邊洪基殿

(後略)

(欄外注記1)

「至急ニ差出スベシ 洪基」

(欄外注記2)

「十一月廿二日送達済」

〔私立法律学校往復及雜書綴込〕明治十九年、㊦